

令和7年度

固定資産税（償却資産） 申告の手引き

平素より、税務行政に格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、固定資産税は、土地・家屋のほかに事業用資産である償却資産についても課税の対象となります。

そのため償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在において大田市内に所有している償却資産について、申告していただく必要があります。

つきましては、この申告の手引きをご参照の上、申告書を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

※ 償却資産をお持ちでない方、廃業・休業の方、資産の増減がない場合も、その旨を申告書の備考欄に記載の上、ご提出をお願いいたします。

申告期限 令和7年1月31日（金）

【問い合わせ先】

大田市役所 総務部税務課
資産税係（償却資産担当）
694-0064 大田市大田町大田口1111番地
電話:0854-83-8024(直通)

《 目 次 》

1. 償却資産とは	1
2. 申告の対象となる資産	1
3. 申告の対象とならない資産	1
4. 償却資産(建物附属設備)と 家屋の区分	2
5. 償却資産に対する課税取扱い (税務会計との相違)	2
6. 償却資産の評価について	3
7. 償却資産の申告について	4
8. 申告書等の書き方	
償却資産申告書(償却資産課税台帳)	5
種類別明細書(増加資産・全資産用)	6
種類別明細書(減少資産用)	7
マイナンバーの記載をお願いします	8

1. 償却資産とは

会社や個人で事業を営んでいる方が所有する、土地・家屋以外の事業のために用いることができる資産（機械・器具・備品などの有形減価償却資産）で、概ね次のような資産をいいます。

- ① 減価償却額又は減価償却費が、法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの
- ② 簿外資産（償却資産として帳簿に記載されていないもの）で事業の用に供している資産又は事業の用に供しうる状態にあるもの

注意：法人税又は所得税を課さない法人又は個人が所有する資産も含まれます。

2. 申告の対象となる資産

下表は償却資産の対象となる主な資産の例です。

資産の種類		主な償却資産の例
1	構築物	路面舗装、広告塔、フェンス、外(側)溝、門扉、煙突、井戸、庭園、水槽 等
	構築物 建物附属設備	プレハブ等の建物で、基礎がないもの又は基礎がブロック等の単体・木杭などの簡易な建物 建築設備のうちで償却資産として扱うもの テナント（賃借人）が借家に付加した建築設備・内装
2	機械及び装置	製造・加工・修理用の機械装置、建設機械（パワーショベル、その他自走式作業機械）、溶接機、印刷機械、動力配線設備、太陽光発電装置 等
3	船舶	漁船、漁具、遊覧船、ボート、ヨット 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類記号[0][00~09]及び[000~099]、[9][90~99]、及び[900~999]の車輛）、貨車、客車 等
6	工具、器具及び備品	机、椅子、キャビネット、テレビ、エアコン、パソコン、コピー機、自動販売機、レジスター、冷蔵(凍)庫、カラオケセット、陳列棚、看板、パチンコ台、理・美容機器、厨房用品、医療機器、歯科診療用ユニット、測定工具 等

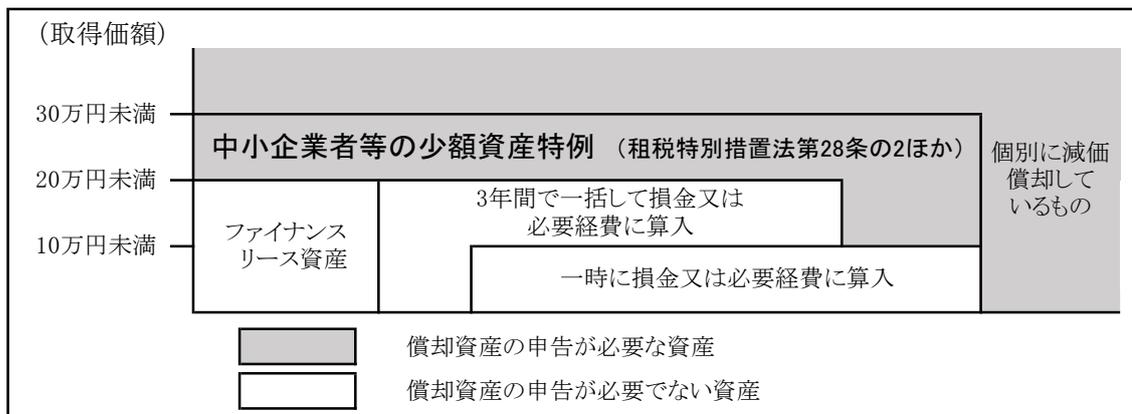
3. 申告の対象とならない資産

次のような資産は、課税の対象外となりますので、申告は不要です。

- ① 耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金又は必要経費に算入されるもの
- ② 取得価額が20万円未満の償却資産で3年間で一括して損金又は必要経費に算入されるもの
- ③ 無形減価償却資産（例：商標権、営業権等）
- ④ 棚卸資産
- ⑤ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの

注意：租税特別措置法に基づく中小企業者等の少額償却資産（取得価額30万未満の資産で、損金又は必要経費に算入（即時償却）できる資産）は、固定資産税において課税の対象となりますので、申告が必要です。（下図を参考にしてください）

☆ 少額償却資産



4. 償却資産（建物附属設備）と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建物附属設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられています。固定資産税においてはそれらを家屋と償却資産とに区分して課税することとなっています。

償却資産における建物設備とは、家屋の所有者と同一人が所有する設備で、主に次のものをいいます。

- ① 構造的に簡単に取り外しができるもの
- ② 家屋と一体となって効用を発揮するものであっても、家屋自体の効用を高めないもの
- ③ 家屋から独立した機械設備としての性格を有するもの
- ④ 特定の生産又は業務の用に供するもの

注意：テナント（賃借人）が自費により借家に付加した建築設備、内装などで、家屋と別個の存在として独立した所有権が生じるものは、全てテナントの償却資産となります。

5. 償却資産に対する課税取扱い（税務会計との相違）

項目	固定資産税(償却資産)	法人税・所得税
減価償却の期間	暦年(賦課期日制度)	法人：事業年度 個人：暦年
減価償却の方法	定率法 (固定資産税評価基準によるもので、国税における「旧定率法」)	定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産の償却方法	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳制度	認めない	認める
特別・割増償却資産(租税特別措置法)	認めない	認める
増加償却(法人税・取得税)	認める	認める
評価額の最低限度	取得価額の5/100	1円

6. 償却資産の評価について

償却資産の評価は、その資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づいて行い、申告された資産の評価額を下記の方法により一品ごとに算出します。

毎年この方法により評価額を算出し、取得価額の5%になるまで減価します。

☆ 評価額の計算方法

	前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
評価額	取得価額 × (1 - R/2)	前年度評価額 × (1 - R)

※ R：減価率、1 - R：減価残存率

※ 減価率、減価残存率は、それぞれ次の表を参照してください。

☆ 減価残存率表

耐用年数	減価率 R	減価残存率		耐用年数	減価率 R	減価残存率	
		前年中取得 1 - R/2	前年前取得 1 - R			前年中取得 1 - R/2	前年前取得 1 - R
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926
16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928

☆ 価格及び課税標準額の決定

資産それぞれの評価額を合計したものが「決定価格」となります。

原則としてこの決定価格が「課税標準額」となりますが、課税標準の特例（地方税法第349条の3、附則第15条等）の適用を受ける資産については、決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

☆ 免税点

償却資産すべての課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

☆ 税額の算出方法

課税標準額に固定資産税率（1.6%）を乗じて算出します

$$\text{税額（百円未満切捨）} = \text{課税標準額（千円未満切捨）} \times 1.6\%$$

7. 償却資産の申告について

☆ 申告していただく方

土地・家屋以外の、事業（製造業、販売業、サービス業等のすべての事業）の用に供している償却資産を所有している方。
又は、これらの資産を他に貸付けている方。

☆ 申告の方法

1月1日（賦課期日）現在で所有し、かつ、大田市内に存在する償却資産の状況等について、申告書等の書き方（5～7ページ）を参考に申告書を作成し、提出をしてください。

新たに事業を始められた方は、償却資産の有無にかかわらず、申告書は必ず提出してください。

☆ 提出書類

令和6年中に新たに事業を始めた方、又は今回初めて申告される方

下表の区分により○印のついている書類を提出してください。

申告の区分	償却資産申告書	種類別明細書	注 意 点
		(増加資産・全資産)	
申告資産あり	○	○	資産の多少にかかわらず、必ず全部の償却資産を申告してください。
申告資産なし	○	×	申告書18. 備考欄の『2 該当資産なし』に○をしてください。

前年度以前に申告された方

下表の区分により○印のついている書類を提出してください。

申告の区分	償却資産申告書	種類別明細書	注 意 点
		(増加資産・全資産/ 減少資産)	
資産の増減なし	○	×	申告書18. 備考欄の『1 資産の増減なし』に○をしてください。
資産の増減あり	○	○	1. 令和6年中（令和6年1月2日～令和7年1月1日）に取得又は減少した資産を申告してください。 2. 令和6年1月1日以前の資産の増減で、申告漏れとなっていた資産についても申告してください。

未申告及び虚偽の申告について

正当な理由なく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

課税処理は現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

8. 申告書等の書き方

☆ 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

共通・・・郵便番号
個人・・・住所、氏名
法人・・・所在地（送付先）、
法人名称及び代表者の
氏名及び押印

個人番号又は法人番号を記載してください。
個人の場合：12桁の個人番号
法人の場合：13桁の法人番号

法人の場合は、代表者印を押印してください。

該当する方に○印をつけてください。

令和 7 年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

所有者コード

受付印

令和 年 月 日
大田市長様

694-0064
住所
大田市大田町大田口1111番地
(又は納税通知書送付先)
(電話 0854-82-1600)

2 氏名
大田太郎 株式会社
代表取締役 大田太郎
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名及び押印)
(法人の場合は押印)

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目
〇〇製造業
(資本金等の額) (100 百万円)

5 事業開始年月
平成××年 △△月

6 この申告に回答する者の係及び氏名
大田一子
(電話 0854-82-1600)

7 税理士等の氏名
税理士 島根一郎
(電話 0854-88-8888)

8 耐用年数の承認 有 (無)
9 増加償却の届出 有 (無)
10 非課税該当資産 有 (無)
11 課税標準の特例 有 (無)
12 特別償却又は圧縮記帳 有 (無)
13 税務会計上の償却方法 (定率法) (定額法)
14 青色申告 有 (無)

資産の種類	取得価額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	300,000 円		300,000 円	600,000 円
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	1,500,000	650,000	300,000	1,150,000
7 合計	1,800,000	650,000	600,000	1,750,000

15 市内における事業所等資産の所在地

16 借用資産 貸主の名称等 (有) (無)

17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有) (借家)

18 備考 (添付書類等)

記載不要
※ 電算等で申告書を作成される場合は記載があってもかまいません。

備考欄には下記のような事項を記載してください。
* 住所、氏名等に異動があった場合、異動年月日、事由、旧氏名等
* 添付書類がある場合、書類の名称

※下記に該当する方も○をつけて必ず提出してください

1. 資産の増減なし	受付	
2. 該当資産なし	入力	
3. 廃業ほか (年 月)	確認	

種類別明細書の記載内容により
該当する各欄に記載してください。

- (イ) 前年前から取得しているもの
- (ロ) 前年中に減少したもの
- (ハ) 前年中に取得したもの
- (ニ) 計((イ) - (ロ) + (ハ))

資産の増減がない、該当する償却資産がない、廃業・解散等で事業を行っていない場合は、該当する番号に○印をしてください。
この場合、償却資産申告書（償却資産課税台帳）のみを提出してください。

☆ 種類別明細書（増加資産・全資産用）

1ページを参考に、1～6のコードを記載してください。

あてはまるものに○をしてください。

令和 7 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード
記載不要

所有者名
大田太郎 株式会社

1枚のうち
1枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 円	耐用年数	課税標準の特例コード	増加の事由 1 新品 2 中古 3 移動 4 その他	摘要
					年号	年	月					
01	1		アスファルト舗装	1	5	6	4	300,000	10	①・2・3・4		
02	6		エアコン	1	5	6	5	100,000	6	①・2・3・4		
03	6		パソコン	1	5	6	9	200,000	4	①・2・3・4	税法〇条	
04										1・2・3・4		
05										1・2・3・4		
06										1・2・3・4		
07										3・4		
08										3・4		
09										3・4		
10										3・4		
11										1・2・		
12										1・2・		
13										1・2・		
14										1・2・		
15										1・2・		
16										1・2・		
17										1・2・3・4		
18										1・2・3・4		
小計								600,000				

資産の名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数の各項目を必ず記載してください。

※取得年月の年号欄
明治：1
大正：2
昭和：3
平成：4
令和：5

耐用年数を記載してください。

課税標準の特例及び非課税資産については、その適用条項を記載してください。

第二十六号様式別表一（提出用）

取得価額の消費税について

事業者の経理方式により、取得価額に消費税を含めるかどうか判定します。

※免税事業者の経理方式は税込経理方式となります。

1. 税込経理方式 … 取得価額に消費税を含みます
2. 税抜経理方式 … 取得価額に消費税を含めません

☆ 種類別明細書（減少資産用）

あてはまるものに○をしてください。

令和 7 年度													
所有者コード			種類別明細書(減少資産用)							所有者名		1枚のうち	
記載不要										大田太郎 株式会社		1枚目	
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	課 税 標 準 の 特 例 コ ー ド	減 少 の 事 由 及 び 区 分		摘 要
					年 号	年	月				1 売却 3 移動	2 減失 4 その他	
01	6		エアコン	1	4	7	8	200,000	円	6	1 2 3 4	1 2	令和6年4月に廃棄
02	6		複写機	1	4	7	8	250,000		5	1 2 3 4	1 2	当初取得価額500,000円。2台のうち1台を〇〇へ売却
03	6		パソコン	1	4	7	8	200,000		4	1 2 3 4	1 2	令和6年12月に〇〇市へ移動
04											1 2 3 4	1 2	
05											1 2 3 4	1 2	
06											1 2 3 4	1 2	
07											1 2 3 4	1 2	
08											1 2 3 4	1 2	
09											1 2 3 4	1 2	
10											1 2 3 4	1 2	
11											1 2 3 4	1 2	
12											1 2 3 4	1 2	
13											1 2 3 4	1 2	
14											1 2 3 4	1 2	
15											1 2 3 4	1 2	
16											1 2 3 4	1 2	
17											1 2 3 4	1 2	
18											1 2 3 4	1 2	
				小計				650,000					

減少した資産について、同封した「償却資産課税台帳兼評価調書」をご参照の上、下記のことを記載してください。

- ・ 資産の種類
- ・ 資産の名称
- ・ 数量
- ・ 取得年月
- ・ 取得価額

減少の詳細を記載してください。一部減少の場合は、その内容も記載してください。

第二十六号様式別表二（提出用）

申告書にマイナンバーの記載をお願いします

1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載場所について

申告の手引きをご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に記載してください。

2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）をさせていただきます。

窓口又は郵送での申告の際、以下の（1）又は（2）の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ1種類ずつ申告書に添付のうえ、ご提出いただくようお願いいたします。

なお、eLTAX（電子申告）による申告の場合、本人確認資料の添付は不要です。
また、法人番号を記載した申告書を提出される際も、本人確認資料の添付は不要です。

（1）本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	 <p>個人番号カード（裏面） 通知カード 住民票（個人番号の記載あるもの）等</p>	 <p>個人番号カード（表面） 運転免許証 旅券（パスポート）等</p>

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

（2）代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	本人の個人番号カード（裏面） 本人の通知カード 本人の住民票 （個人番号の記載あるもの）等	代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の旅券（パスポート）等	税務代理権限証書 委任状 等

3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。

ただし、マイナンバーの記載がない場合でも申告書は有効なものとして受理いたします。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はなかったものとして受理いたしますので、ご了承ください。